

## 多可町生涯学習まちづくり委員会設置要綱

令和4年5月19日

告示第 63 号

### (目的)

第1条 この要綱は、多可町生涯学習まちづくりプラザ建設基本計画を基本概念とした施設（以下「まちづくりプラザ」という。）を通して、住民の自主的かつ主体的な町政への参画を図り、生涯学び続けられる生きがいあふれるまちづくりを推進するために設置する「多可町生涯学習まちづくり委員会（以下「委員会」という。）」に関する事項を定めるものとする。

### (所管事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査、研究、検討し、必要な意見及び提言を行う。

- (1) 生涯学習を通じた、まちづくりの推進に関すること。
- (2) まちづくりプラザの運営検討に関すること。
- (3) その他町長が必要と認めること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 多可町生涯学習推進協議会の委員
- (2) 多可町図書館協議会の委員
- (3) 公募による者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (座長及び副座長)

第5条 委員会に座長1名、副座長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、座長が招集し、座長が会議の議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この告示の公布後、初めての委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。